**幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成18年12月28日　（条例第63号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 平成28年７月７日一部改正（条例第32号）

（趣旨）

**第１条**　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第３条第１項及び第３項の規定により、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件について定めるものとする。

一部改正〔平成24年条例19号・26年47号〕

（定義）

**第２条**　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　認定こども園　次号から第４号までに掲げる施設をいう。

(２)　幼稚園型認定こども園　次のいずれかに該当する施設をいう。

ア　法第３条第１項の認定を受けた幼稚園

イ　法第３条第３項の認定を受けた幼稚園及び保育機能施設

(３)　保育所型認定こども園　法第３条第１項の認定を受けた保育所をいう。

(４)　地方裁量型認定こども園　法第３条第１項の認定を受けた保育機能施設をいう。

２　前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

一部改正〔平成24年条例19号・26年47号〕

（認定の要件）

**第３条**　法第３条第１項の条例で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　法第３条第１項の認定を受けようとする施設（以下この項において「認定対象施設」という。）が幼稚園である場合にあっては、幼稚園教育要領（平成20年文部科学省告示第26号）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行うこと。

(２)　認定対象施設が保育所等である場合にあっては、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満３歳以上の子ども（認定対象施設が保育所である場合にあっては、当該保育所が所在する市町村における児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第４項に規定する保育の利用に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満３歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

(３)　子育て支援事業のうち、認定対象施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(４)　[別表](https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/nagano-ken/HTML_TMP/svhtml-2070542954.0.Mokuji.1.0.DATA.html#JUMP_SEQ_44)に定める基準に適合した設備を設け、及び運営を行うこと。

２　法第３条第３項の条例で定める要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(１)　次のいずれかに該当する施設であること。

ア　法第３条第３項の認定を受けようとする同項に規定する連携施設（以下この項において「認定対象連携施設」という。）を構成する保育機能施設において、満３歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり認定対象連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ　認定対象連携施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き認定対象連携施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(２)　子育て支援事業のうち、認定対象連携施設の所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うこと。

(３)　[別表](https://www.reiki.pref.nagano.lg.jp/nagano-ken/HTML_TMP/svhtml-2070542954.0.Mokuji.1.0.DATA.html#JUMP_SEQ_44)に定める基準に適合した設備を設け、及び運営を行うこと。

全部改正〔平成24年条例19号〕、一部改正〔平成26年条例47号〕

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年３月22日条例第19号）

この条例は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月18日条例第47号）

（施行期日）

１　この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の日の前日において現に存するこの条例による改正前の認定こども園の認定の要件に関する条例第２条第２号に規定する幼稚園型認定こども園、同条第３号に規定する保育所型認定こども園及び同条第４号に規定する地方裁量型認定こども園の職員の配置については、この条例による改正後の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第１の１の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年間は、なお従前の例によることができる。

（別表）（第３条関係）

第１　職員の配置等

１　次に掲げる数を合算して得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。ただし、常時２人を下回ってはならない。

(１)　満１歳未満の子どもの数を３で除して得た数（その数に小数点以下１位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(２)　満１歳以上満３歳未満の子どもの数を６で除して得た数（その数に小数点以下１位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(３)　満３歳以上満４歳未満の子どもの数を20で除して得た数（その数に小数点以下１位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

(４)　満４歳以上の子どもの数を30で除して得た数（その数に小数点以下１位未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

２　１に規定する教育及び保育に従事する職員のうち満３歳未満の子どもの保育に従事するものは、保育士の資格を有する者であること。

３　１に規定する教育及び保育に従事する職員のうち満３歳以上の子どもの教育及び保育に従事するものは、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者であること。

４　満３歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に１日に４時間程度利用するもの（第４の２において「教育時間相当利用児」という。）及び保育所と同様に１日に８時間程度利用するもの（第４の２において「教育保育時間相当利用児」という。）に共通の４時間程度の利用時間において学級を編制し、各学級ごとに少なくとも１人の担当職員（６において「学級担任」という。）を置くこと。

５　４に規定する学級の１学級当たりの子どもの数は、30人以下を原則とすること。

６　学級担任は、幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者であること。

７　１人の認定こども園の長を置くこと。

８　認定こども園の長は、認定こども園が有する教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有する者であること。

第２　施設設備

１　法第３条第３項の幼稚園及び保育機能施設については、それぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にあること。ただし、次に掲げる要件を満たす場合にあっては、この限りでない。

(１)　子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

(２)　子どもの移動時の安全が確保されていること。

２　園舎の面積（満３歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、その子どもの保育の用に供する保育室、乳児室その他の施設設備の面積を除く。４において同じ。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、既存の保育所等が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、４本文（満２歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、４本文及び10）の基準を満たすときは、この限りでない。

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| 学級数 | 面積 |
| １学級 | 180平方メートル |
| ２学級以上 | 320＋100×（学級数－２）平方メートル |

３　保育室又は遊戯室を設けること。

４　３の保育室又は遊戯室の面積は、満２歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上であること。ただし、満３歳以上の子どもについては、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積が２本文の基準を満たすときは、この限りでない。

５　屋外遊戯場を設けること。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該認定こども園の付近にある場所で次に掲げる要件を満たすものを屋外遊戯場に代えることができるときは、この限りでない。

(１)　子どもが安全に利用できる場所であること。

(２)　利用時間を日常的に確保できる場所であること。

(３)　子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(４)　６の規定による面積の基準を満たす場所であること。

６　５の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる要件を満たすこと。ただし、既存の保育所等が保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(１)の要件を満たすときは、(２)の要件を満たすことを要せず、また、既存の幼稚園又は保育機能施設が幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、(２)の要件を満たすときは、(１)の要件を満たすことを要しない。

(１)　満２歳以上の子ども１人につき3.3平方メートル以上であること。

(２)　次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に定める面積以上であること。

|  |  |
| --- | --- |
|  | |
| 学級数 | 面積 |
| ２学級以下 | 330＋30×（学級数－１）＋3.3×満２歳以上満３歳未満の子どもの数　平方メートル |
| ３学級以上 | 400＋80×（学級数－３）＋3.3×満２歳以上満３歳未満の子どもの数　平方メートル |

７　調理室を設けること。ただし、次の(１)又は(２)に掲げる場合の区分に応じ、当該(１)又は(２)に定める設備を設けるときは、この限りでない。

(１)　第３の２ただし書に規定する場合　冷蔵庫、加熱器具、流しその他の加熱、保存等の調理機能を有する適切な設備

(２)　幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合　当該方法により行うために必要な調理設備

８　満２歳未満の子どもの保育を行う場合にあっては、乳児室又はほふく室を設けること。

９　８の乳児室の面積は満２歳未満の子ども１人につき1.65平方メートル以上、８のほふく室の面積は満２歳未満の子ども１人につき3.3平方メートル以上であること。

10　施設設備の内装等には、木材を利用するよう努めること。

第３　食事の提供

１　子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めるとともに、当該事項に配慮して食事の提供を行うこと。

２　認定こども園の子どもに食事を提供するときは、当該認定こども園内で調理する方法により行うこと。ただし、当該認定こども園の満３歳以上の子どもに対する食事の提供について当該認定こども園外で調理し搬入する方法により行うときは、次の要件を満たすこと。

(１)　子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その長が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(２)　当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。

(３)　調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とすること。

(４)　子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

３　子どもの食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めること。

第４　教育及び保育

１　幼稚園における教育課程及び保育所における保育計画の双方の性格を併せ持つ教育及び保育に関する全体的な計画を作成すること。

２　１の計画は、幼稚園教育要領その他認定こども園において提供すべき保育の内容として知事が別に定めるものに基づくものであり、かつ、教育時間相当利用児及び教育保育時間相当利用児がいることその他の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

３　１の計画に基づいて指導計画を作成し、これらの計画に沿った教育及び保育を提供すること。

第５　小学校等との連携

子どもの教育及び保育に関する情報を積極的に共有すること等により、小学校等との連携を図ること。

第６　職員の資質向上

保育に従事する職員の資質向上のために必要な研修に関する計画を作成し、当該職員に対し、当該計画に沿った研修の機会を確保すること。

第７　子育て支援事業の実施

１　地域の子ども及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する事業を週に１日以上実施すること。

２　認定こども園において、子どもの養育に関する問題につき、その保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他必要な援助を行う事業を全ての開園日に実施すること。

３　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第２号）第２条第２号から第５号までのいずれかの事業を実施すること。

第８　管理運営等

１　保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、１日につき８時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めること。

２　開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況その他地域の実情に応じて認定こども園の長が定めること。

３　認定こども園において行われる教育及び保育並びに子育て支援事業の概要その他の当該認定こども園に関する情報を、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により開示すること。

４　児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭等の子ども及び障害のある子ども等特別な配慮が必要な子どもの入園が拒否されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行うとともに、これらの子どもの受入れについて市町村等と連携を図ること。

５　防災体制、防犯体制その他の子どもの健康及び安全を確保する体制を整備すること。

６　事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な措置を講ずること。

７　教育及び保育の質の向上のため、自己評価、外部評価等を行い、その結果の公表等を行うよう努めること。

８　認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、認定こども園である旨の表示をすること。

一部改正〔平成24年条例19号・26年47号〕

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（認定こども園の職員資格に関する特例）

園児の登園又は降園の時間帯その他の園児が少数である時間帯において、別表の第１の１　本文の規定により認定こども園に置かなければならない職員の数が１人となる場合に　は、当分の間、同第１の２及び３の規定にかかわらず、同第１の１の規定により認定こども園に置くものとされる職員のうち１人は、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者とすることができる。

３　別表の第１の２の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、当分の間、幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条第２項に規定する普通免許状をいう。次項及び附則第６項において同じ。）を有する者（現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第６項において同じ。）をもって代えることができる。

４　別表の第１の３の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

５　１日につき８時間を超えて開所する認定こども園において、開所時間を通じて必要となる職員の総数が、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を超える場合における別表の第１の２及び３の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者については、当分の間、開所時間を通じて必要となる職員の総数から、利用定員に応じて置かなければならない職員の数を差し引いて得た数の範囲で、知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者をもって代えることができる。この場合において、当該者は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

６　次の表の左欄に掲げる規定により同表の中欄に掲げる者について同表の右欄に掲げる者をもって代える場合においては、同表の右欄に掲げる者の総数は、別表の第１の１の規定により認定こども園に置くものとされる職員の数の３分の１を超えてはならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附則第３項 | 別表の第１の２の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者 | 幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者 |
| 附則第４項 | 別表の第１の３の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者 | 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者 |
| 附則第５項 | 別表の第１の２及び３の規定により置かなければならない幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者 | 知事が幼稚園の教員免許状又は保育士の資格を有する者と同等の知識及び経験を有すると認める者 |